いすみ市選挙管理委員会告示第26号

令和８年11月15日執行予定のいすみ市議会議員一般選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和８年11月２日

いすみ市選挙管理委員会委員長　山口　明也

登録の移替えを延期する期間

令和８年10月13日からいすみ市議会議員一般選挙期日まで